

人材育成支援事業補助金 Q&A

※内容については、適宜、更新する可能性があります。
※必ず要領などを確認して申請してください。

1 補助事業者に関すること

Q 本社が福井県外にある場合でも申請できますか？

A 福井県内に主たる営業所がある事業者が対象となります。

Q 建設業以外の事業も行っている場合は申請できますか？

A 福井県競争入札参加資格者名簿(「建設工事」「測量業務等および道路清掃業務」のいずれか)に登載されていれば申請できます。

Q 物品購入・役務の提供等の入札参加資格を持っていますが申請できますか？

A 申請できません。建設産業の人材育成を目的としているため、それ以外の事業者は補助対象外となります。

Q これから入札参加資格審査に申請するつもり(もしくは申請中)ですが、審査に申請したら補助金の申請もできますか？

A 登載後でないとは申請できません。名簿に登載されているかどうかは県土木管理課 HP でご確認ください。

[競争入札参加資格審査\(建設工事・測量等業務委託\)](#) | [福井県ホームページ](#)

2 補助対象経費に関すること

Q 建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」)の登録費用や導入費用で対象となるものは何ですか？

A 次のとおりです。なお、これらの項目に該当する場合でも、補助を受けられない場合や、これら以外の項目で補助対象となる場合もあるので、事前にお問い合わせください。

- (1) 技能者登録料(新規のみ)
- (2) 事業者登録料(新規のみ)
- (3) 管理者 ID 利用料(新規のみ)

※現場利用料は対象外

- (4) カードリーダー購入費用(レンタル不可)

※iPhone は目的別利用が容易なため対象外

※企業が販売している CCUS 連携システムなどは対象外

Q 資格取得費用で対象となるものは何ですか？

A 次のとおりです。なお、これらの項目に該当する場合でも、補助を受けられない場合や、これら以外の項目で補助対象となる場合もあるので、事前にお問い合わせください。

(1) 検定料

(2) 資格取得のための学習経費(参考書の購入費、講座受講料、教材代)

※旅費および交通費、宿泊費、延長・補習教習料、その他取得・受講に関する事務的経費
全般は補助対象外

3 提出書類について

Q 地方消費税の滞納がないことを証明事項とする納税証明書の提出が必要とのことだが、税務署が発行するどの種類の納税証明書を添付すればよいのか？

A 地方消費税の滞納がないことを証明するものである、「納税証明書(その3の3 未納税額のない証明用)」を管轄の税務署より取得し、提出してください。

4 その他について

Q 応募をすれば必ず補助金が受けられますか？

A 提出された計画書等をもって審査を行い、事業内容が採択基準に適合しているか確認のうえ、予算の範囲内で決定します。応募をもって補助金の交付決定を約束するものではありません。また、資格取得の交付決定を受けていても検定に不合格となった場合は補助金が受けられません。

Q 「事業完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 補助事業の納品・検収、支払い、資格検定の結果がすべて終了したことををもって完了とします。

Q 事業計画書に記載した目標を達成できなかった場合は補助金を返還する必要はありますか？

A 事業計画書に記載した目標を達成できなかったことををもって補助金の返還は不要です。しかし、資格取得者の賃金の増加を行うといった誓約書を提出しているにもかかわらず、県からの確認においてその事実が確認できない場合は返金となります。

Q 現場従事者の身体的負担軽減のための備品購入支援はなくなったのですか？

A 身体的負担軽減のための備品購入支援は、補助制度設立時はまだ一般的ではなかった空調服を普及させる目的で始めたものであり、現在では、空調服の着用が一般的になっているため廃止しました。